

徳島モデルによる
次世代校務D X環境整備事業

プロポーザル実施要領

目 次

| | | |
|----|-------------------|----|
| 1 | 趣旨 | 1 |
| 2 | 業務の概要 | 1 |
| | (1) 業務名 | 1 |
| | (2) 委託内容 | 1 |
| | (3) 提案上限額 | 1 |
| | (4) 窓口 | 2 |
| 3 | スケジュール | 2 |
| 4 | 仕様書等の交付 | 3 |
| | (1) 交付期間 | 3 |
| | (2) 交付場所 | 3 |
| | (3) 事前連絡 | 3 |
| | (4) 仕様書等の取り扱い | 3 |
| 5 | 参加資格 | 3 |
| | (1) 参加資格要件 | 3 |
| | (2) 実績等要件 | 4 |
| 6 | 参加表明 | 4 |
| | (1) 参加表明書の提出 | 4 |
| | (2) 提出書類 | 5 |
| | (3) 提出方法・期限等 | 5 |
| | (4) 参加可否の通知 | 5 |
| 7 | 質問及び回答 | 5 |
| | (1) 受付期間 | 5 |
| | (2) 送付先 | 5 |
| | (3) 回答の通知方法 | 5 |
| 8 | 提案する校務支援システムの検証環境 | 5 |
| | (1) 検証環境の校種 | 6 |
| | (2) 検証環境の利用者権限 | 6 |
| | (3) 提出する情報 | 6 |
| | (4) 提出先・期限等 | 6 |
| | (5) 利用期間 | 6 |
| 9 | 企画提案書等 | 6 |
| | (1) 企画提案書等の提出 | 6 |
| | (2) 提出書類 | 6 |
| | (3) 提案書等の作成要領 | 7 |
| | (4) 企画提案書の記載事項 | 7 |
| | (5) 提出方法・期限等 | 10 |
| | (6) 留意事項 | 10 |
| 10 | プレゼンテーション及びヒアリング | 10 |
| | (1) 実施日(予定) | 10 |
| | (2) 実施場所 | 11 |
| | (3) 実施要領 | 11 |
| 11 | 選定方法等 | 11 |
| | (1) 選定方法 | 11 |
| | (2) 選定結果の通知 | 11 |
| | (3) 留意事項 | 11 |
| 12 | 委託契約 | 12 |

1 趣旨

徳島県域で公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の12年間の教育データの連携ができ、文部科学省の示す次世代校務DXに対応した統合型校務支援システム、グループウェア及び保護者連絡の構築・運用保守業務を委託する事業者の選定を行う。

この実施要領は、委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、徳島県内公立学校の児童生徒及び保護者、教職員にとってより有益なものとなるよう公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

徳島モデルによる次世代校務DX環境整備事業

(2) 委託内容

「徳島モデルによる次世代校務DX環境整備事業 仕様書」(以下、「仕様書」という。)による。

また、用語については仕様書「1(4)用語の定義」を参照すること。

(3) 提案上限額

本事業の提案上限額は、次の表のとおりとする。

本業務に関する全ての費用を含むこととし、提案上限額内で提案すること。なお、提案上限金額は契約時の予定額ではなく、企画内容の上限を示すものである。

また、提案上限額は保護者連絡と保護者連絡以外の全てのシステムに分けて示している。保護者連絡については調達を希望する自治体ごとに提案上限額を示しているので、自治体ごとに提案上限額内で提案すること

・保護者連絡以外の全てのシステム

| 年度 | 費目 | 提案上限額 |
|--------------------|-------------------|----------------|
| 令和8年度 | 構築費 | 285,000,000円 |
| 令和9～13年度 | 運用保守費 (単年度あたり) | 190,000,000円 |
| 合計 (令和8年度から令和13年度) | | 1,235,000,000円 |

※ 全て消費税及び地方消費税相当額(税率10%)を含む

※ 令和9年度から令和13年度までの運用保守費については、毎年度同額で提案とすること。

・保護者連絡

| 費目 | 構築費 | 運用保守費 | 合計 |
|-----------|-------------|----------------------|-------------|
| 年度 自治体 | 令和8年度 | 令和9～13年度 (単年度あたり) | 令和8～13年度 |
| 徳島県 | 5,705,000円 | 3,801,000円 | 24,710,000円 |
| 鳴門市 | 701,000円 | 468,000円 | 3,041,000円 |
| 小松島市 | 483,000円 | 322,000円 | 2,093,000円 |
| 吉野川市 | 539,000円 | 360,000円 | 2,339,000円 |
| 阿波市 | 543,000円 | 362,000円 | 2,353,000円 |
| 美馬市 | 505,000円 | 337,000円 | 2,190,000円 |
| 三好市 | 611,000円 | 407,000円 | 2,646,000円 |
| 勝浦町 | 109,000円 | 73,000円 | 474,000円 |
| 上勝町 | 71,000円 | 48,000円 | 311,000円 |
| 佐那河内村 | 69,000円 | 46,000円 | 299,000円 |
| 石井町 | 299,000円 | 199,000円 | 1,294,000円 |
| 神山町 | 107,000円 | 71,000円 | 462,000円 |
| 那賀町 | 206,000円 | 137,000円 | 891,000円 |
| 牟岐町 | 72,000円 | 48,000円 | 312,000円 |
| 美波町 | 196,000円 | 131,000円 | 851,000円 |
| 海陽町 | 178,000円 | 119,000円 | 773,000円 |
| 東みよし町 | 229,000円 | 153,000円 | 994,000円 |
| 合計 | 10,623,000円 | 7,082,000円 | 46,033,000円 |

※ 全て消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む

※ 令和9年度から令和13年度までの運用保守費については、毎年度同額で提案とすること。

(4) 窓口

徳島県教育委員会 教育DX推進課 (担当 森岡・切原)

住所：〒770-8570

徳島県徳島市万代町1-1

電話：088-621-3245

Mail：kyouikudxsuishin@g.tokushima-ec.ed.jp

3 スケジュール

選定スケジュールは、次のとおりとする。ただし、各項目の実施日や期限等については事業の都合により適宜調整することがある。

| 項目 | 期限または時期 |
|--|--------------------|
| 公告日 | 令和8年4月14日（火） |
| 仕様書等の交付期限 参加表明書の提出期限 | 令和8年5月 8日（金）午後5時まで |
| 質問書の提出期限 提案する校務支援システムの検証 環境の情報提出期限 | 令和8年5月13日（水）午後5時まで |
| 参加可否の通知（予定） 質問書への回答（予定） | 令和8年5月21日（木） |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和8年6月 9日（火）午後5時まで |
| プレゼンテーション実施日 | 令和8年7月上旬 |
| 選定結果通知（予定） | 令和8年7月中旬 |

4 仕様書等の交付

（1）交付期間

公告日の翌日から令和8年5月8日（金）まで

※ ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

（2）交付場所

2（4）窓口にて交付する

（3）事前連絡

仕様書等の交付を希望する者は、必ず事前にメールにて2（4）窓口ご連絡すること。また、電子データの交付を希望する場合はその旨を伝えること。

（4）仕様書等の取り扱い

仕様書等、本企画提案に係る交付書類は本企画提案のみに使用し、その他の事項には使用しないこと。

5 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

（1）参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- オ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないことと認められる者でないこと。

（2）実績等要件

- ア 次期中中校務支援システム、次期高特校務支援システム、グループウェア、保護者連絡のパッケージベンダー及び本業務の提案事業者は、取り扱うデータが児童生徒、教職員、保護者等の機微情報であることを考慮し、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）「ISO/IEC 27001」又はプライバシーマークを取得していること。
- イ 校務支援システムは一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が作成した、地域情報プラットフォーム標準仕様書及び教育情報アプリケーションユニット標準仕様へ準拠登録を行い、相互接続確認を行った製品であること。
- ウ 本公告日において、次期中中校務支援システムは24自治体以上かつ230校以上、次期高特校務支援システムは公立高等学校及び公立特別支援学校40校以上の運用実績又は導入予定（契約締結済であること）があること。
- エ 次期中中校務支援システム及び次期高特校務支援システムとは異なるベンダーのグループウェアを提案する場合は、本公告日において、グループウェアは24自治体以上かつ230校以上の運用実績又は導入予定（契約締結済であること）があること。
- オ 次期中中校務支援システム及び次期高特校務支援システムとは異なるベンダーの保護者連絡を提案する場合は、本公告日において、保護者連絡は24自治体以上かつ230校以上の運用実績又は導入予定（契約締結済であること）があること。

6 参加表明

（1）参加表明書の提出

- 本業務の事業者の選定に参加する意思がある者は、以下の要領により「6（2）提出書類」を提出するものとする。

(2) 提出書類

参加要件説明資料の用紙の大きさはA4判とし、別添様式に基づき作成する。

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 企業概要書（様式2）
- ウ 導入実績等記載書（様式3）
- エ 協力事業者一覧（様式4） ※該当する場合のみ
- オ 業務の実施体制（様式5）
- カ 誓約書（様式6）

(3) 提出方法・期限等

- ア 提出部数 12部
- イ 提出場所 2(4) 窓口に提出
- ウ 提出期限 令和8年5月8日(金) 午後5時まで
- エ 提出方法 持参又は郵送

※ 持参する場合の受付対応時間については、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※ 直接持参又は郵送（郵送による場合は、封筒の表面に「徳島モデルによる次世代校務DX環境整備事業参加表明書在中」と朱書きし、書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。）

(4) 参加可否の通知

「6(2) 提出書類」により参加資格の有無について審査し、参加可否について各参加表明事業者に対して個別に通知する。

7 質問及び回答

本業務に関して質問がある場合には、様式7により電子メールで提出すること。

(1) 受付期間

公告日から令和8年5月13日(水) 午後5時まで

(2) 送付先

2(4) 窓口まで電子メールにて送付すること。

電子メールの件名は「徳島モデルによる次世代校務DX環境整備事業に関する質問」とし、送信後、電話にて2(4)の窓口に受信の確認を行うこと。

(3) 回答の通知方法

質問者及び参加表明書を提出した者へ電子メールにより回答する。それ以外の通知はしない。

8 提案する校務支援システムの検証環境

提案する校務支援システムの検証環境（デモサイト）を用意すること。

(1) 検証環境の校種

次の校種の検証環境を用意すること。

- ア 小学校
- イ 中学校
- ウ 高等学校（全日制・普通科を想定）
- エ 特別支援学校（障がい種別及び学部は任意）

(2) 検証環境の利用者権限

検証環境の利用者は教職員として、次の機能を試用できること。また、試用するために必要な児童生徒のダミーデータ（人数は任意）を準備すること。

- ア 出席簿
- イ 通知表作成
- ウ 成績管理
- エ 指導要録入力
- オ 健康診断（保健）

(3) 提出する情報

検証環境について、次の情報を提出すること。

- ア アカウント情報（IDとパスワード）を校種ごとに12名分
- イ 検証環境のURL
 - ※ 必要に応じて接続に必要な情報も提供すること。
- ウ 簡易マニュアル等

(4) 提出先・期限等

- ア 提出先 2（4）窓口へ提出
- イ 提出期限 令和8年5月13日（水）午後5時まで
- ウ 提出方法 電子メール

(5) 利用期間

検証環境の情報提出日から令和8年6月30日（火）

9 企画提案書等

(1) 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し、企画提案書の提出招請を受けた者は、次の書類を提出するものとする。

(2) 提出書類

- ア 企画提案書（様式任意）
- イ 機能要件一覧（別紙2） ※必要事項を記載
- ウ 帳票一覧（別紙3） ※必要事項を記載
- エ 価格提案書（様式8）

(3) 提案書等の作成要領

- ア 提案書は、9(4)「企画提案書の記載事項」の項番や項目、提案書記載事項に基づき、仕様書にて提案を依頼した内容を必ず記載すること。
- イ 提案書作成要領に記載のない内容については評価の対象としない。
- ウ 提案書の用紙はA4判とするが、図表等で表現する場合は必要に応じてA3判でも可とする。
- エ 提案書はファイルに綴じ込むこととするが華美にしないこと。
- オ 提案書の表紙には、宛名「徳島県教育委員会」、表題「徳島モデルによる次世代校務DX環境整備事業」、提出年月日、提案事業者名を記載すること。
- カ 枚数は60枚120ページ以内(表紙・裏表紙・目次は含まない)とし、ページ番号を付すること。
- キ 文字のフォントサイズは、11ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさを心がけること。ただし、図表内の文字はこの限りではない。
- ク 原則として日本語表記とすること。ただし、専門用語はこの限りではないが必要に応じて用語解説を行うこと。
- ケ 文章を補完するため必要な写真、イラスト、イメージ図、表等を使用してもよい。
- コ 価格提案書の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含むこと。また、プロポーザル実施要領(本要領)で指定している提案上限額を超えないこと。

(4) 企画提案書の記載事項

| 項番 | 記載項目 | 記載内容 |
|-------------|--------------|---|
| 1. 基本要件 | | |
| 1.1 | コンセプト | 本県の背景や国の方針を踏まえ、導入目的に沿った提案コンセプトを記載すること。 |
| 1.2 | 提案事業者 | 提案事業者の会社概要、システム構築・運用保守の実績、資格及び情報資産取り扱いに関する認証取得等を記載すること。 |
| 1.3 | 導入実績 | 提案する次期小中校務支援システム、次期高特校務支援システム、グループウェア、保護者連絡の導入・運用実績、各パッケージベンダーの認証取得状況を記載すること。 |
| 2. システム等の要件 | | |
| 2.1.1 | 次期小中校務支援システム | 学籍、転出入、進級・進学等の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.1.2 | | 出欠席、時間割、週録等の機能詳細や特長について記載すること。 |

| 項番 | 記載項目 | 記載内容 |
|-------|--------------|--|
| 2.1.3 | 次期小中校務支援システム | 成績処理、通知表、指導要録等の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.1.4 | | 進路調査、調査書等の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.1.5 | | 健康診断、保健室来室記録、保健日誌等の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.1.6 | | ダッシュボードや他機能について機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.1.7 | | 行事予定、学校日誌、出退勤等の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.2.1 | 次期高特校務支援システム | 学籍、進級・進学、教育課程、履修関係等の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.2.2 | | 出欠席、時間割、行事予定、学校日誌等の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.2.3 | | 成績処理、単位認定、指導要録、調査書等の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.2.4 | | 特別支援学校の個別の教育支援計画や個別の指導計画等についての機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.2.5 | | 健康診断、保健室来室記録、保健日誌等の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.2.6 | | ダッシュボードや他機能について機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.2.7 | | 高等学校の通信制課程及び定時制課程、中等教育学校の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.3.1 | 帳票要件 | システムの標準帳票及びカスタマイズへの対応、出力形式について記載すること。 |
| 2.3.2 | 校種間連携 | 小学校から中学校、中学校から高等学校又は特別支援学校への進学時に引き継ぐデータや方法、特長について記載すること。 |
| 2.3.3 | 拡張性 | 中学校及び高等学校入学者選抜のデジタル化への対応、学校徴収金システムとの連携、学習系のデータと連携した教育ダッシュボードの創出等について導入・運用実績と対応状況に分けて記載すること。また、次期システムの機能改善やバージョンアップ計画についても記載すること。 |

| 項番 | 記載項目 | 記載内容 |
|---------------|-----------------------|---|
| 2.4.1 | グループウェア | 徳島県域(全公立学校、県及び市町村教育委員会)で円滑な情報共有のために有効な機能や特長について記載すること。 |
| 2.4.2 | | 県市町村連絡の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.4.3 | | 掲示板や設備予約、書庫等の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.5.1 | 保護者連絡 | 保護者連絡の機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.5.2 | | 校務支援システムとの連携機能詳細や特長について記載すること。 |
| 2.6.1 | 県域のアカウント(Google)との連携等 | 感染症システムとの連携、県域のアカウント(Google)との連携について記載すること。 |
| 2.6.2 | アカウント連携 | 校務支援システム、グループウェア、保護者連絡、県域のアカウント(Google)、他クラウドサービス(学習eポータルやMicrosoft等)の間でのアカウント連携について記載すること。 |
| 3. システム稼働環境要件 | | |
| 3.1 | クラウドサービス | 構築・運用するクラウドサービスの構成について記載すること。 |
| 3.2 | ネットワーク・セキュリティ構成等 | ネットワーク構成やセキュリティ対策、ユーザー認証、バックアップ、冗長化の構成等について記載すること。 |
| 4. 構築・導入支援 | | |
| 4.1 | システム構築 | 構築するための業務実施体制やプロジェクト体制、プロジェクト管理、スケジュールについて記載すること。 |
| 4.2 | データ移行 | データ移行を行う範囲や方法、役割分担について記載すること。 |
| 4.3 | 研修・マニュアル | 研修方法や内容、課題の可視化や利活用を促進するサポート、マニュアルの整備について記載すること。 |
| 5. 運用保守 | | |
| 5.1 | ヘルプデスク | 教育委員会や学校からの問い合わせを受け付けるヘルプデスクについて記載すること。 |

| 項番 | 記載項目 | 記載内容 |
|---------|--------------------|--|
| 5.2 | システム運用保守・セキュリティ対応等 | 運用保守体制、運用保守実施計画、セキュリティ対応、障害対応について記載すること。 |
| 5.3 | アカウント管理等 | アカウント管理の方法、更新頻度、作業体制等について記載すること。 |
| 5.4 | 制度・帳票変更への対応等 | 制度・帳票変更への対応、報告・会議、改善・提案について記載すること。 |
| 6. 追加提案 | | |
| 6.1 | その他提案 | 本県の児童生徒や教職員にとって有益な追加提案がある場合は記載すること。 |

(5) 提出方法・期限等

- ア 提出部数 紙媒体を12部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）を1部
- イ 提出場所 2（4）窓口へ提出
- ウ 提出期限 令和8年6月9日（火）午後5時まで
- エ 提出方法 持参又は郵送。

※ 持参する場合の受付対応時間については、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※ 直接持参又は郵送（郵送による場合は、封筒の表面に「徳島モデルによる次世代校務DX環境整備事業企画提案書在中」と朱書きし、書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。）

(6) 留意事項

- ア 参加資格を有しない者の企画提案書は受理しない。
- イ 記載内容に不備がある企画提案書等、不適切と判断される企画提案書は受理しないことがある。
- ウ 企画提案書の提出は、参加事業者各1点とする。
- エ 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を企画提案書等の提出期限までに提出すること。
- オ 提出された企画提案書は返却しない。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

提出書類に対する補足説明等を求めるため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日（予定）

令和8年7月上旬

詳細な日程については、後日参加者へ通知する。

(2) 実施場所

後日参加者へ通知する

(3) 実施要領

- ア プレゼンテーション形式で実施する。
- イ プレゼンテーション及びヒアリングの時間配分については、後日参加者へ通知する。
- ウ 企画提案書に基づいて項目順に説明を実施すること。なお、プレゼンテーション用の追加資料は認めない。
- エ プレゼンテーションの内容は指定しないこととし、プレゼンテーションの形式は自由とする。
- オ 説明会場に入室できる人数は5名までとする。
- カ スクリーン、プロジェクター（接続端子はHDMI又はVGAケーブル）及び電源タップは県が用意する。パソコン及びその他必要な機器等は事業者が用意すること。
- キ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。
- ク 指定時間に遅れた場合には、評価対象としない。

1.1 選定方法等

(1) 選定方法

- ア 選定は、提案する校務支援システムの検証環境、企画提案書（機能要件一覧及び帳票一覧、価格提案書を含む）、プレゼンテーション及びヒアリングについて、「徳島モデルによる次世代校務DX環境整備事業受託候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において行う。
- イ 評価の基準は、「徳島モデルによる次世代校務DX環境整備事業評価基準」による。
- ウ 選定委員会は、評価項目ごとの評価を行い採点結果の合計が最も高い企画案を提案した業者を選定する。得点が同一の場合は、審査委員の多数決により順位を決定する。ただし、総得点が1位であっても、得点が満点の1/5より低い評価項目がある場合は、本業務委託の候補者として選定しないことがある。

(2) 選定結果の通知

- ア 審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。
- イ 選定基準についての質問は受け付けない。また、選定結果に対する異議申立ては受理しない。

(3) 留意事項

- ア 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした提案者は提案を無効とする。

イ 企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーション及びヒアリング等の企画提案に要する費用は全て提案者の負担とする。

ウ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 2 委託契約

- (1) 県は選定委員会の選定結果をもとに決定した優先交渉権者を委託契約候補者とし、見積書徴収及び調整後、提案価格の範囲内で随意契約により委託契約を締結する。
- (2) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等はいくまでも提案者の企画力、実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。
- (3) 契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。